に 公布する。 職員及び 県費支弁職員等の 旅費に関する条例施行規則 の 一 部を改正する規則をここ

令和二年一月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第三十三号

第六十三号) 職員及び県費支弁職員等の 県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行 の一部を次のように改正する。 旅費に関する条例施行規則 規則 (平成十四年三月奈良県規則 \mathcal{O} __ 部 を改正する規則

いう。 に次の一項を加える。 第二条中 」を、 「昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号」 「受けない 職員」 の下に 「(次項に規定する者を除く。 の 下 に \neg 以下 _ 「給与条例」と を加え、 同条

- 2 の級は、 る会計年度任用職員に対し、 地方公務員法 次の各号に掲げる職員の区分に応じ、 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 旅費を支給する場合において、 当該各号に定めるところによる。 第二十二条の二第一項に規定す その基礎となるべき職務
- 職員 の規定を適用した職務 給与条例第二条に規定する職員であるものとした場合に各給料表 当該適用を受ける各給料表及びその職務の級に応じ \mathcal{O} 級 て、 条例第二条及び前 の適用を受ける 項
- 権者が定める職務の 給与条例第二十三条の 五の規定によ り 給与 \mathcal{O} 額が定めら れ て VI る職 員 旅行 命

下 第二十三条の二第五項又は給与条例第二十三条の三第三項の規定に の費用弁償又は通勤手当が支給される職員を含む。 の給与に関する条例」を 第三条第一号中 「法」という。 「さかのぼっ を削る。 「給与条例」 て を に改め、 「遡っ て 「支給され に改め)」を加え、 る職員」 同条第五号中 同条第十 より、 の下に 一号中一。 般職 れらと同等 (給与条例 以

別表の一中「(昭和25年洗律第261号)」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。